平成２２年（フ）第４００号
大阪府和泉市春木川町30番地の１
債務者　北坂　ヨネ
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
大阪府和泉市阪本町375番地の１―301
債務者　武藤　公一
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４５８号
大阪府泉佐野市湊２丁目６番１―1320号
債務者　ぱ～ぷる書店貝塚店こと　雨乞　政明
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４６５号
大阪府泉佐野市南中安松1302―１レオパレスｍ＆ｆ304、住民票上の住所大阪府阪南市鳥取669番地の１―202号
債務者　吉崎　敏基
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４７７号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番54―404号
債務者　西川　朋也
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４７９号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番９―502号
債務者　太田　千秋
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４８５号
大阪府岸和田市堺町６―３―505、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町五門東１丁目12番24号
債務者　松井謙二郎
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４９２号
大阪府岸和田市額原町444番地の４
債務者　林下　敏也
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４９３号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目20番22号藤田マンション13、前住所大阪府泉北郡忠岡町馬瀬１丁目14番19号
債務者　藤末　和秀
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５００号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地11棟505号
債務者　湯原恵利香
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５１５号
大阪府貝塚市浦田195番地44号
債務者　西田　健二
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５１６号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中３丁目４番18号
債務者　定久　一樹
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５２２号
大阪府泉佐野市高松西１丁目2633番地の４
債務者　井上　惠子
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５２３号
大阪府岸和田市並松町11番１号岸和田ハイツ303号、前住所大阪府岸和田市沼町18番６号
債務者　西蔭　真聖
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５２４号
大阪府貝塚市麻生中488番地２
債務者　出原登茂子
１　決定年月日時　平成22年６月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５３１号
大阪府阪南市緑ケ丘２丁目17番21号
債務者　藤原　　滋
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５３２号
大阪府阪南市緑ケ丘２丁目17番21号
債務者　藤原　美保
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５４０号
大阪府岸和田市小松里町872番地の６
債務者　瀬﨑　隆秀
１　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係